

UR賃貸住宅の修繕負担区分について

UR賃貸住宅において、お客様の居住中に修繕が必要になった場合の負担区分（誰が負担するのか）については、契約時にお渡しした「修理細目通知書」によって定められていますが、お手元の「修理細目通知書」にかかわらず、お客様負担の項目は下表のとおりとなっています。

①障子紙の張替え	⑥蛇口のパッキン・コマの取替え（シングルレバー混合水栓のパッキン類を除く）
②ふすま紙の張替え	⑦風呂場等のゴム栓・鎖（洗面器、掃除用流し等を含む）の取替え
③畳表の取替え又は裏返し	⑧台所流し等排水口のゴム蓋・目皿・ごみ受け（浴室の目皿を含む）の取替え
④畳縁の取替え	⑨グリル皿及び焼網の取替え
⑤備品（タオル掛け、ペーパーホルダー、帽子掛け、カーテンランナー）の取替え	⑩電球・蛍光灯（LED電球、点灯管等を含む）の取替え
⑪その他軽微な修繕（電池、網戸の網、各種エアフィルター、スイッチひも等の取替え）	

この表にない項目はUR負担となりますが、これまで、長くお住まいの方から順次ご案内してきた「畳床」、「ふすま骨組み（縁・骨）」、「クロス」に関する修繕についても、今般、居住年数にかかわらず、お申出に応じて対応することといたしました。（修繕の実施までにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。）

なお、UR負担の項目についても、お客様の故意・過失・善管注意義務違反によるもの、使用に耐えるもの、お客様が設置した設備機器等の損耗については修繕等の実施ができかねます。また、日常的な手入れ（簡単な手入れ、ビス・ネジ締め、油差し、清掃等）はお客様負担になります。

居室・設備等ごとに具体的な修繕負担区分を図示した「修理細目のしおり」を、住まいセンターや管理サービス事務所等に配備しております。また、機構ホームページにも掲載しております。

二次元コード
はこちら→



浴室設備の改良について

■ライフアップについて

UR都市機構では、主に昭和40年代から50年代前半に管理開始した賃貸住宅において、居住水準の向上に資することを目的として、お住まいの方からのお申し込みに基づき、浴室設備の改良（シャワー付きふろがま・大型浴槽（シャワー付き）の設置）を行っています。

具体的なお申し込み方法等については、管理サービス事務所又は、住まいセンター等にお問合せください。（建物の構造上、設置できない住戸があります。）

なお、浴室設備の改良（ライフアップ）については、UR都市機構が通常行っている修繕とは異なることから、改良実施後の家賃は、設置する浴室設備に応じて、設置の翌月からUR都市機構が定める額が加算されます。

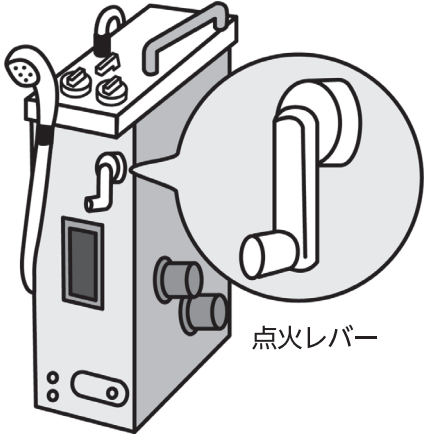
■バランス型ふろがま（点火レバー方式）について

現在、ご自宅の浴室で「バランス型ふろがま（点火レバー方式）」（左下図参照）をお使いになられている場合は、管理サービス事務所 又は 住まいセンター等にお知らせいただければ、UR都市機構の負担にて、点火などの操作性が向上した電池方式の機器へ交換を行います。

交換前

バランス型ふろがま（点火レバー方式）

※点火レバーを回して、口火をつけてご使用いただく「バランス型ふろ釜」です。

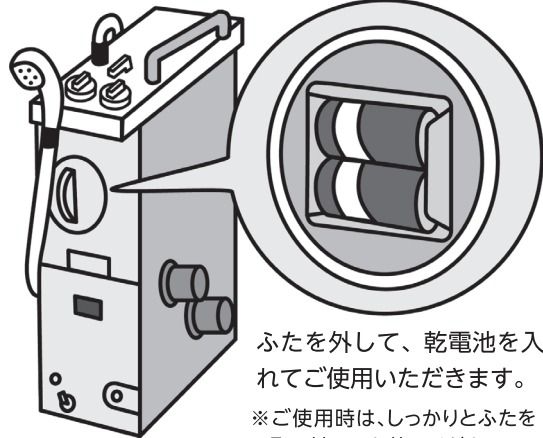


点火レバー

交換後

バランス型ふろがま（電池方式）

※乾電池を使用して、口火をつけてご使用いただく「バランス型ふろ釜」です。



ふたを外して、乾電池を入れてご使用いただけます。
※ご使用時は、しっかりとふたを取り付けてお使いください。

お住まいに関するFAQ（よくある質問）サポートサイトをURコミュニティホームページ内に開設しました

住まい方 FAQ

検索

詳しくはこちらからご確認ください▶
（株式会社URコミュニティホームページ）



家賃・駐車場等各種手続き

家賃、共益費、駐車場・倉庫など

高齢者・子育て支援

こどもつながるサポーター、くらしつながるサポーター、高齢者相談員など

暮らし方のポイント

バルコニー・専用庭、駐車場・駐輪場、共用部分など

災害に備えて

災害の備え、地震、火災など

退去時における原状回復等のご案内

キッチン、畳の部屋、トイレ、洗面台など場所別に、退去時の負担区分がわかります！

申請様式

各種申請書がダウンロードできます！

URコミュニティ



設備・工事のFAQサポートサイトもあります！



（株式会社URコミュニティホームページ）

